

第 76 回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 令和元年 7 月 31 日（水） 午後 2 時から午後 5 時まで
- 2 場 所 小田原市役所 4 階 第 3 委員会室
- 3 出 席 者
 - (1) 会 長 小室 充孝
 - (2) 委 員 本田 耕一、秋葉 勝彦、加藤 敏夫、島貫 憲夫、成木 喜代子、
川口 博三
※欠 席 丸山 秀和
 - (3) 事務局 尾上総務課長、石塚副課長、古澤主事
 - (4) 説明員 (企画政策課) 中井政策調整担当課長
(子育て政策課) 山田係長
(経営管理課) 市川課長、武井副課長
(医事課) 内田副課長、相川主査、平尾主事補
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事
 - (3) そ の 他
 - (4) 閉 会

要旨は次の<諮問審議>のとおり

事務局 こちらの都合で申し訳ありませんが、諮問事項のウから始めていただき、次は、諮問事項エ、諮問事項ア、そして最後に諮問事項イの順番で審議をお願いします。

 <諮問審議>

会 長 それでは諮問事項ウ「小田原市生涯現役推進協議会ダイレクトメール発送業務」を審議いたします。内容の説明を求めます。

 <企画政策課説明員が入室 中井政策調整担当課長が資料1に基づき説明>

説明員 今回諮問させていただきますのは、「小田原市生涯現役推進協議会ダイレクトメール発送業務」でございます。これに関しては、昨年7月に行いましたアンケート調査に係る住民基本台帳の目的外利用ということで審議をいただいております。

 今回の業務は、満65歳の方にダイレクトメールを発送しまして、この協議会の取り組みを周知するために行うものです。そのために、住民基本台帳のデータを利用させていただきたいというものです。この生涯現役推進協議会ですが、小田原市のほか、シルバー人材センター、社会福祉協議会、さがみ信用金庫など合計10の団体で構成されています。厚生労働省が実施しております生涯現役促進地域連携事業がありまして、昨年7月からこちらの事業の中でシニア層の方に就労支援や、いわゆる社会参加を促すような事業をこの協議会で取り組んでいます。今回計画しておりますダイレクトメール発送業務もこの事業の一つであります。このダイレクトメールによって、協議会で取り組んでおります各種セミナーのお知らせですとか、シニアバンクという、シニアの方と人材を求める団体とのマッチングを図る事業の周知を図りたいと考えております。対象としましては、65歳の方だけとし、約1,500名を対象に実施したいと考えております。説明は以上でございます。

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 対象は65歳という年齢になっておりますが、例えば65歳を過ぎている人たちに対しては何かありますか。

説明員 今回のダイレクトメール発送は、7月1日現在で65歳の方を対象としております。本来であれば年齢の幅をもたせたいところなのですが、予算的なこともございまして、今

回初めてのことでありますので、65歳以外の方について直接何かをとすることは、今のところ計画しておりません。

委員 この業務はこれから毎年やられるのですか。

説明員 この協議会の事業期間は、厚労省から委託を受けている期間になります。委託期間は、令和2年度末までの3年間です。その後どうしていくのかにつきましては、シニア層の方々を支援する何らかの取り組みが必要だと思っておりますが、このダイレクトメールの発送自体がどうなるのかについては未定でございます。

会長 少なくとも来年はやるのですか。

説明員 まだ事業計画が固まっておりませんが、今回の結果をふまえての話ではありますが、やりたいとは考えております。

会長 委託の3年間の1年目が今年なのですか。

説明員 委託は平成30年度からです。

会長 平成30年度はやらなかったけれども、31年度はやって来年度もおそらくやるということですか。

説明員 そうです。

会長 それを含めての諮問ということですか。個人の類型が令和元年の7月1日現在65歳となっていて、来年は令和2年7月1日の65歳になりますが、またもう一回諮問するわけではないということですか。

説明員 はい。今後についても、類型として承認していただければと思います。

委員 お知らせする内容というのは、市の広報によくある、高齢者向けのシルバー人材セン

ターやシニアバンクの情報よりも細かなものということですか。

説明員 1つ1つの事業について、もう少し詳しい資料ですとか、具体的なセミナーチラシの同封もするので、広報よりは詳しい情報になります。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 それでは審議に入ります。
諮問事項ウについて、ご意見いかがでしょうか。

委 員 (意見なし)

会 長 ご意見がなければ、諮問事項ウ「小田原市生涯現役推進協議会ダイレクトメール発送業務」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項ウを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

委 員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項ウは承認することといたします。

会 長 では、次に諮問事項エ「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事

業」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<子育て政策課説明員入室 山田係長が資料1に基づき説明>

説明員

資料の28ページをご覧ください。未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業は児童扶養手当受給者のうち、法律婚をしたことがない者を対象とするため、事業の実施にあたり、児童扶養手当の受給者に制度を周知する必要があるため、個人情報を利用するものです。まず児童扶養手当について簡単にご説明いたします。この制度は、父母の離婚・死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、その所属する世帯の生活の安全と自立の手助けをすることを目的とし、手当を支給する制度です。一定の所得状況に該当する場合、18歳を迎える誕生日以降最初の3月分まで、その世帯の児童を監護している父又は母に、手当を支給しています。

資料の29ページをご覧ください。こちらの資料の一番上にありますように、平成30年12月13日の自由民主党・公明党政調会長合意において、今年10月から消費税率が引き上げとなる環境のなか、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等、来年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行うものです。支給対象者は、(3)にある、①今年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母、②基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者となっており、給付額は17,500円です。事務費、事業費とも全額国庫負担となります。スケジュールについては、資料31ページにあるように、原則として児童扶養手当と合わせて支給することとし、また、今年8月に行われる児童扶養手当の現況届の手続きと同時に申請手続きを実施することにより、対象者の負担を軽減する手続きとなっています。

流れとしては、児童扶養手当の現況届の手続きを8月に実施するのですが、こちらの申請勧奨通知に、この事業についての案内を記載して周知を図り、児童扶養手当の現況届の受付に合わせて、当事業の申請の受付を始め、受付会場にチラシを置く等さらに周知をし、11月上旬に発送する、児童扶養手当受給者への通知に、この事業についての案内を同封する予定となっています。以上です。

会長

委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 児童扶養手当受給者情報の中に、未婚かどうかの情報もあるのでしょうか。

説明員 未婚かの情報は持っていますが、今回の要件である、一度も法律婚をしていないかの情報については無いです。あくまでも本人からの申請という形にしたいと思います。

委 員 今回は児童扶養手当受給者全員にその連絡をするということですね。

説明員 はい、そうです。

委 員 では、この制度の対象からは離婚した方は除くということですね。

説明員 はい。

委 員 申請者が一度も法律婚をしたことが無いかは確認するのですか。

説明員 申請時に戸籍謄本を提出していただくことになっているので、それで婚姻歴を確認して該当者か判断します。

委 員 一度も法律婚をしていないという要件の理由は何ですか。

説明員 国の寡婦控除という制度がありまして、法律婚をしていれば離婚や死別をしても税法上の控除を受けられます。法律婚をしたことが無い方については、その控除を受けることができません。自民党と公明党の中で制度の取り扱いについて協議した結果、法律婚をしたことが無い方が、寡婦控除を受けた場合の減税額が 17,500 円になるので、その金額を給付することになりました。法律婚をしたことが無い方への臨時・特別の措置です。

会 長 ちなみに、令和元年 7 月 1 日現在児童扶養手当受給者は何人いらっしゃいますか。

説明員 約 1,500 人です。その内、未婚の方は 130～140 人になると思います。その方全員がこの事業の該当になるわけではありませんが、10 分の 1 くらいに対応するかと思います。

会 長 現況届の手続きのご案内ははがきですか。

説明員 封書です。

会 長 そうすると、受給者全員に、その通知を出す時に、ただ同封すればよいだけの話なので、違う目的で個人情報を使用しているわけではないのではないのでしょうか。

事務局 児童扶養手当制度とこの支給事務は、別物と扱うということが国の指針に入っておりまして、各市で個人情報運営審議会等の諮問手続きがある場合は手続きするよう Q&A にも書かれております。それを受けて、こちらで審議をしていただく形としております。

そして、先程言いましたように、8月1日からの受付ということで、本日付で案内は発送しておりまして、大変申し訳ないのですが、事後の承認でお願いさせていただきます。

一応この制度は、厚生労働省の指示の下全国の自治体で同様に実施する事業となっております。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

< 質疑応答終了 説明員退室 >

会 長 では審議に入ります。
諮問事項エについて、ご意見いかがでしょうか。

会 長 たしかに、全然関係無い通知が封筒に入っていれば、貰った方は、自分の個人情報が使われていると思いますね。

事務局 はい、そうです。児童扶養手当受給者を対象に、送付するというので、審議会の手

続きをしております。

会 長 ご意見がなければ、諮問事項エ「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項エを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

委 員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項エは承認することといたします。

会 長 次に諮問事項ア「電子カルテのビッグデータを利用した診療及び病院管理業務改善の研究」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

＜経営管理課説明員入室 武井副課長が資料1に基づき説明＞

説明員 今回諮問させていただく事項は、「電子カルテのビッグデータを利用した診療及び病院管理業務改善の研究」についてで、電子カルテの診療情報及びDPCデータを慶應義塾大学大学院の学生に閲覧させて、その内容から抽出したデータを分析し解析した結果を小田原市立病院にフィードバックしてもらい、小田原市立病院としてもその研究事項を生かしていく形で、慶應義塾大学と協定を結んで進めていこうとするものです。その内容の中で、大学院生が来た際に、データを閲覧することになりますので、個人情報の目的外使用の提供だと考えまして、今回諮問させていただきました。詳細については、本日お配りした資料を基に、ご説明させていただきます。

まず、研究の内容と効果につきましては、慶應義塾大学大学院の健康マネジメント研究科が専門教育を行っており、その分析手法の実践として、インターンシップを実施しております。その際に、小田原市立病院に大学院生が来まして、小田原市立病院にある電子カルテとDPCデータ利用して、分析を行い、学位論文を作成することになります。

その内容を小田原市立病院に提供してもらい、それを検討して小田原市立病院の経営にも役立てることができないかというのが今回の目的となります。

研究の中身としては、毎年1人か2人程度、当院で研究を行いたいと言う大学院生を受け入れます。その際に、大学院生から研究テーマの計画書を、小田原市立病院に提出していただきます。病院の研究については、院内にある医療倫理委員会にかけなければいけませんので、小田原市立病院と慶應義塾大学、それぞれの倫理委員会に諮問して、その承認を受けることとなります。そして、小田原市立病院では、医師を一人コーディネーターとして配置することとします。そして、研究テーマに係る情報のための電子カルテとDPCデータの閲覧を可能とし、場合によっては、当院の職員がデータを抽出して提供することになります。基本的に提出するデータについては、個人情報と特定されない匿名加工情報としたうえで、貸し出しを行うこととなります。その持ち出したデータについては、大学側に持ち帰り分析をして、その結果を学位論文として執筆するとともに、当院にフィードバックしていただくという流れになっています。

次に、個人情報の取扱いについてですが、電子カルテを閲覧した際に、個人情報を見ることがなるので、目的外提供になるのではないかと考えております。そのため、先程ご説明した様に、個人情報の取扱いにあたっては、医療倫理委員会の承認を受けて、研究に対するオプトアウトをすることにしております。これは後程ご説明させていただきます。なお、守秘義務等がございますので、慶應義塾大学大学院と協定を締結して、個人情報の取り扱い、それから得た情報を他への提供の禁止、学位論文の作成のみの利用を前提とする形で明確化しようと考えています。

本日配布した資料の2ページで、用語の意義について説明していますが、まずビッグデータというのは、皆さんご存知のことと思いますので、こちらを読んでいただければと思います。次のデータマイニングというのは、コンピューターによって解析して、何らかの規則性や傾向等の有用な知見を得ることとされております。データマイニングの分野や目的、データの種類は多種多様ですが、ビジネス関連では、企業や業務に関して記録したデータを元に、意思決定や計画立案、販売促進等に有効な知見を得るために行われることが多いとされています。資料1の6ページに、参考の研究論文があると思いますが、「救急医療の即応性に関する分析」ということで、こちらが、慶應義塾大学大学院生が研究した内容です。7ページの分析の対象の項目で、一般病床730床を有する急性期型の一般病院救急救命センターのデータを解析したようです。こういう形で、分析をしたうえで、研究論文を発表することになりますので、病状を調査するだけでなく、

診察や入院までにかかる時間といった視点からも研究をした結果となります。

次に、本日配布した資料に戻りまして、電子カルテについてです。これまで診療録は、紙媒体のカルテで運用していたのですが、それを電子的なシステムに置き換えて、電子情報として一括して管理し記録しているシステムです。小田原市立病院では、現在電子カルテで運用しています。情報としては、患者情報や診察記事、処方指示や処方指示等の情報が記録されています。

次に、医療倫理委員会についてです。これは、研究の実施又は継続の適否や研究に関し必要な事項について、倫理的科学的観点から調査・審議するために設置された合議制の機関です。小田原市立病院は、小田原市保険事務所長のほか、医師、医療技術職等を構成員として設置されています。主に、医師や看護師の研究論文の倫理的な審査を行っています。

冒頭で出たオプトアウトについては、患者の診療を通して新たにデータを取得する臨床研究は、基本的に同意を得たうえで行うのですが、患者への侵襲性が伴わない場合、あるいは診療録等を調査して結論を導くものについては、特に同意を得ない代わりに、国が定めた「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」において、対象となる患者様から直接同意を得るわけではなくて、患者様から協力したくない申出があった場合はやめることが出来ることを、院内やホームページに掲示することによって同意を得ることの担保になることです。患者本人から同意をとらないで研究を進めていく手法です。

次のDPC制度というのは、従来の診療行為ごとの点数を積み上げて診療報酬を決める方式とは異なり、あらかじめ点数を定めて、その中で包括的に医療費を計算する新しい定額払いの会計方式です。小田原市立病院はDPC制度の対象病院として登録しており、これに基づいて医療費の算定を行っております。これは、一般的にホームページ等で閲覧することができます。通常は、患者様の情報と紐付いているのですが、提供する際には個人情報と紐付けないデータを提供します。説明は以上です。

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 本日配布された資料の1ページ目最後に、「他への提供の禁止」とありますが、私の経験上、分析された集約データというものは、他に転用されることがほとんどです。今回は個人情報を特定されないようにしたうえでとなっていますが、その辺の取り決めというのは、この資料で見当たりませんが、何か縛りはあるのですか。

説明員 今回の大学院生は、企業に所属している学生になるので、市立病院から持ち出したデータは企業側で絶対に使わないようにする規程は結ぼうと考えています。

委員 病院間で競争というわけではないですが、分析を行うと、救急医療の対処であるとか、経費の面が洗い出されるので、シビアな情報になると思います。その辺の取り扱いを意識して、きっちりやっていくということによろしいでしょうか。

説明員 はい。この案件は、企業に所属している学生が多いために、他の病院に頼んでも断られることが多いそうなのです。ただ、学生にも学ぶ権利はあるということで、その代わりにデータはあくまで学業に使い、その分析結果を小田原市立病院に提供する。その後のデータは破棄してもらおう形で取り組みたいと思います。

委員 今回の諮問事項を見ると、目的外の提供とあります。新しい市立病院を建築し始めていこうという中で、逆に情報を分析してもらおうという形の文書の方が、諮問にとっては良いかもしれません。提供となると預けてしまうイメージがあるので、この個人情報の取扱いは注意していくべきですが、もし表に出すのであれば、そういった書き方が方が市民としては安心します。

説明員 では分析を依頼するような形で検討します。

会長 他にございますか。

委員 いただいた資料の項目2(6)ですが、「個人情報が特定されない情報(匿名加工情報)としたうえで、持ち出しを行う。(内容確認要)」と書かれていますが、これは実際にどのような方法で匿名加工情報としていくのでしょうか。

説明員 基本的には、住所や氏名等の情報は電子カルテから出さないようにします。例えばID等の番号をふった形で出してもらい、それを実際に職員が確認し引き渡します。学生が電子カルテを触っている間、ずっと職員がついているわけではないので、最終的にデータを出した時に、それが本当に加工されているものなのか、持ち出して良い情報なのか確認したうえで、引渡しをしようと考えています。電子カルテの情報には、どうしても

氏名や住所、病歴等の様々な秘密度が高い個人情報が含まれていますので、そこはきちんと厳密な形で加工して渡します。

委員 あともう一点、DPC データについて書かれているのですが、電子カルテとお聞かせいただいた資料の論文とは結び付きがわかるのですが、DPC データがどう結び付くかわからないです。

説明員 今回 DPC データと記載したのは、研究範囲が広く、DPC データを使う場合もあると思いいれました。DPC でいうと、例えば小田原市立病院で受診しているガン患者さんが、どういう治療を受けているのか、どれ位の人数がいて、手術の頻度はどうかということが分析できます。それは基本的には、匿名加工情報として見るができるようになっていますが、そういったデータを使い分析する可能性もあるので入れました。ただ、今の時点では、どういう研究テーマか示されていないです。DPC データは、匿名加工情報になっているものが見られるので、個人情報としての取扱いが無い形でもお出しすることはできます。

委員 今の説明の中では、実際やっているオペとか、そういうものの統計的なデータをとるとのことかなと思ったのですが。

説明員 例えば小田原市立病院では、眼科の白内障のオペがこれだけありますとか、そういうことを調査する時には DPC データです。簡単にそれを解析するソフトがあるので、そういった研究論文を対象にする場合は、DPC データを使えば早く研究できます。

委員 それを提供されるというのは、一部は公開されているのですか。

説明員 はい。

委員 でもそれ以上の詳しい情報が必要な場合は、その辺のところを提供されるということですか。

説明員 はい。確かに DPC データは公開されていることが多いので、それ以上詳しいものとな

ると、資料と紐付いた形になってしまうので、持ち出しはできません。

会 長 DPC という形で診療報酬の点数が決まっていて、治療内容もパッケージ化されていることはわかりました。しかし DPC データというものは、電子カルテの情報とは別のデータですよ。DPC データだけを管理したデータベースというものはあるのですか。

説明員 電子カルテというのは、あくまで個人の診察の記録で、DPC データはどちらかというところレセプトデータに近いです。診療報酬は請求する際もデータとして管理していて、そこでしかる病名をきちんとつけて、それに応じて点数化されていく形になります。

会 長 DPC データというと、診療内容についてのパッケージのコード番号だけのように読めるので、それ以外にも見せるものが、そのシステムの中にあるのですか。カルテは、治療内容や患者のこと等、全部ドクターが聞いたことを入れるし、処置内容についても書く、そういうデータがあるのはわかります。DPC データというのは、何の中にある、どのような情報のことを言っているのかわからないです。

説明員 実際には、DPC データを作ったデータについて、それを分析する場合は、別のヒラソルというシステムにデータを入力して分析するようにしています。

会 長 実際に見ればわかるのですが、コード番号だけでなく違う何かがあるのですか。請求すべき診療報酬の金額をそれで管理しているしかわからないです。それならそのコード番号だけわかれば良いですよ。

委 員 昔の知識で間違っていたら申し訳ありませんが、資料の 3 ページにある DPC 制度は、診断料のことだと思ってください。治療経費、それか処置経費、それから作業量、要するに診療にかかる処置経費、あるいは作業経費といったもののデータです。病院全体でかかる細かな料金が入っているものです。

会 長 そのデータは、ドクターが入れるのではないのですか。

説明員 基本的には、委託している業者の方でそのデータを作っています。ドクターは、治療

名だけ決めています。

会 長 委託業者が入力するシステムがあって、そのデータを見たり持ち出したりするという
ことですか。

説明員 そうです。

会 長 それは分析に値するようなデータなのですね。

説明員 はい。

会 長 そうすると、例えば実際に行った施術や、かかった時間がデータとして入っているの
ですか。

説明員 DPC データには、時間は入っていないです。基本的には、どれ位の医療をして、どう
いう薬品を使って、どういう検査をしたかというものがあります。

会 長 それは基本的に、電子カルテに書いてあるのだけど、それを定型的に、診療報酬に結
び付けるために、委託業者が入力作業して蓄積されていくということですか。電子カル
テ自体は関連付けできなくて、この患者には、こういう治療をしてとか、この患者はこ
ういう状況ですという情報がくっついているだけですよね。それと、この診療報酬の請
求システムとは別に連動しているのですか。

委 員 私のいた病院の例ですと、先生がカルテに、この患者はMRIが必要だと予約すると、
この患者にどれだけの措置をしたかという経費代が入ります。そちらの情報がDPCデー
タです。逆に、この患者にはこういう手術が必要で、レントゲンも撮らなければならない
、その情報が、次の分析には必要だとカルテに書いてある。その行為を色々な所でや
ってくれます。そうすると、その患者について行った経費の請求が、会計の方に行くわ
けです。そのデータの塊だと思って多分間違い無いと思います。

説明員 当初に説明した様に、入院患者に対するシステムなので、外来患者の場合は従来から

の積み上げ方式です。

会 長 研究は、それを使うと決まっているわけですか。

説明員 研究は、基本的には大学院生が、自分でどういう研究をしたいかとなるので、DPC データを使わない場合もあるようです。処置までの時間が長すぎるのを研究する人もいるでしょうし、あるいは、余計な医療資源を投入しているのでないかという分析をする人もいると思われます。

会 長 出すとしてもここまでです、ということですか。

説明員 検査の待ち時間が長かったり、導線が悪かったりすることで、それぞれの時間がかかり、効率が悪くなっているところもあると思うので、そういった研究を提示していただくと、例えば、検査の流れを変えるなどができ、色々な可能性があります。

委 員 わかりやすく言うと、DPC というのは、患者さんの診療明細書のもっと詳しいものということなのですか。

説明員 診療報酬明細書の中で、入院がいくらか書いてあるのですが、その内容、こういう検査をして、こういう治療をしたというものです。

委 員 診療の効率化を図る時には、こちらのデータが要るということでしょうか。小田原市立病院の電子カルテのレベルですが、よく電子カルテとは言っても紙のカルテのイメージのまま、データ化していないものがありますが、そこはどうですか。

説明員 NEC のシステムを使っています、完全に電子化されているものです。ただ、同意書といったものはスキャンしたものを添付しています。

委 員 同意書か、先生の手書きのカルテというのは、かなり個人情報に入る時がありますよね。そういったものは出すのですか。

説明員　　今回は、そもそもデータの分析にあたるので、手書きのカルテは対象にはしていません。基本的には、電子カルテ上のデータは、全部入力したデータになっておりまして、スキャンしたデータというのは診療録としては無いです。

委　　員　　ただ先生が、こういう処置をしなきゃいけないとかをカルテに書き込みますよね。そこに、個人の名前や他の先生の名前が書いてあるものがあるはずですよ。だからそれをイメージ化するのはどうされるのかなと思って質問しました。

説明員　　情報としては提供するつもりはありません。

委　　員　　そうですね、統計分析できないデータですものね。

説明員　　今回諮問させていただいているのも、収集するデータではないです。大学院生が、目に触れる可能性があるということでお諮りしたことなので、データとして収集する目的のものに当てはまらないのですが、目に触れる可能性があるので、同意をいただければと考えております。

委　　員　　これは患者本人にとっては、ぜひやってもらいたいことですね。ところが、私の経験ですが、診療している先生方相互間のカルテの開示というのはなかなかうまくいかないところがあって、ここは、A先生に頼むとか書いてあると、その情報はカルテとして出したくないという先生が実は大勢おられました。そういった情報は、データ化されていないが、カルテには書いてあります。ですから、裁判の時は、それは全然開示されなくて、ここで電子カルテと簡単に書いてあるので、ちょっと気になりました。

説明員　　基本的には、その分析対象の所だけですので、抽出する場合は、こちらで余計な情報がとられていないか確認しようと思います。

会　　長　　学生は電子カルテにフリーでアクセスできますよね。

説明員　　はい。そうです。

会 長 引き渡すときは、個人が特定できないようにするが、見るのは、ある意味全部見ようと思えば見られますか。

説明員 はい。

委 員 やはり医療の高度化には、こういうことが必要だと理解できるのですが、今言った様に、全部見ることができるのを、最終的にチェックする人が、相当なレベル感と倫理観を持ってやらないと難しいのではないかと思いました。そういう組織立てみたいなのは、きちんとできるような体制にはなるのでしょうか。そういうことを抜きに、ただこれを認めてほしいと聞こえますが。

説明員 基本的にはデータが、外に出ない様な形で、チェック体制を整えていこうと思っています。

委 員 それなりの権限がある人が、きちんとチェックして、そういうことはないという流れにはなるわけですね。

説明員 はい。その代わり、そんなまさかがあった場合のことを考えて、しっかり協定を大学側と結んで担保を取っていこうと思います。また、それなりの立場にある方をコーディネーターとして選定します。

会 長 多くの諮問というのは、こうやるので大丈夫ですという担保をつけて諮問をしてきます。これは、おそらく、これから動き出すにあたって、そもそも、ここで了承してくれないなら話が始まらないので、諮問した状況だと思います。もし仮に、諮問に対する答申が、今のまま、すぐ良いか悪いか言えませんでした場合に、具体的な措置をとってもう一回諮問してもらい、良いとなれば進める、という程度の答申でも事業を先に進められるかはわかりますか。

説明員 相手方の大学でも、今回の諮問するにあたって、個人情報の取扱いを説明してあります。向こうとしても、協定を結ばなければいけないことは認識しているので、今回の諮問結果を受けたうえで、協定の内容が固まって、最終的に締結する前にもう一度諮問を

かけさせていただく形ですかね。

会 長 できた協定を諮問してもらうことを条件に、方向性は、良いと思いますという答申なら出せる可能性もあると思います。今の段階で、フリーハンドに良いですよというのは躊躇するという時に、今言ったような条件付きでも良いのであれば、やり易いところもあるかもしれません。

説明員 条件付きでも、協定はいずれにせよ結ばなければならないので、大学との話し合いの中で、次にもう一回諮問をかけますという説明はできると思います。

委 員 今回の諮問に対して、小田原市民である市立病院の先生方を保護するという意味では、先生方の個人情報、大学院生に安易に見られてしまう危険性があると思います。技術レベルや診療レベル、診療行為についての情報ですね。次の議題の資料に「小田原市立病院における診療情報の提供に関する指針」というものがありまして、この様な形で、市立病院が、慶応義塾大学に情報を提供するにあたっての先生方の指針といったものを作る必要があるのではと懸念しています。要するに、経営管理課の方で、経営合理化のために分析して役立てる、大学院生の方も、市立病院の情報を使って研究するという中で、市立病院の先生方は、この情報を提供する指針を作らなくてよろしいのかと。この審議会だけの良し悪しではなくて、その前にもう一段階、病院内で情報の取り扱いについて指針を作る必要があるのではないのでしょうか。

説明員 個人情報の取扱いについては、先程お話しさせていただいた医療倫理委員会というもので、匿名加工情報になっているか等をしっかり審査していただくことになっています。

委 員 それは患者個人情報の取扱いですよ。私の経験上、先生方というのは、こういう処置をしました、こう見立てました、という情報の開示を基本的に嫌っていると思います。それをこういう形で行う以上は、市立病院の中で指針なりを作り、こういう目的で慶応義塾大学に提供すると、先生方の個人情報を守るという意味でお話しています。

会 長 患者個人の情報であると同時に、ドクターの判断なりが記載されているので、ドクターの個人情報もあるという意味で、ドクターの個人情報を保護する必要はないのかという

切り口から、もう少し何か検討を加えた方が良いのではとお聞きしたいですね。

委員 患者本人よりも逆に、小田原市側の情報が保護されなければいけないのではと。市立病院の情報や先生の情報等ですね、そういう意味でお話しました。

説明員 患者の病状といった個人情報、当然保護しなければいけないところですが、カルテの作成に関わった方やカルテに記載されたことの情報の性質というのは、公的な情報だとも見ることができると思うので、どう取り扱うかの判断は難しいですね。

会長 起案文書の情報公開では、個人の印影を消して開示していますが、職員のものも開示していますか。

事務局 今は開示しています。

説明員 自分の意見や信頼に繋がる場所は、委員が発言するように触れられたくないという方もいらっしゃるだろうとは思いますが。ただ、約束として決まった時点で、本来どういう情報なのかというところをやはり重視しなければいけないと思います。

委員 今の話を聞きまして、お医者さんの方の個人情報をあまりに重視すると、患者さんにとってプラスにならないのではないかと。情報の提供をするのに、そのデータを使うとより効率的なので使いたいという諮問ですよ。

説明員 病院としての経営状況を考えて、情報を分析した結果を経営に生かしていきたいのです。

委員 ドクターとしては、そういう理解をきちんとしていく必要がありますよね。

会長 この審議会としては、やろうとしていることが良いかどうかというよりも、そのやろうとしていることで個人情報を使うので、それが個人情報保護条例との関係で許されることなのかに焦点を当てて判断をしなければいけません。やること自体の可否は、必要かどうかというところだけで、後は保護しなければいけない個人情報が、患者の個人情報

報なのか、医師の個人情報なのかというところは、まさにこの後の担当課側の委員会で議論すれば良いです。ただ、そういうことを判断するにあたって、担当課の方が聞いておかなければいけないことがあれば、今の内に聞いて、この後担当課側で議論するのに必要な範囲で、施策が良いことかどうかを含めて聞くのは良いと思います。

委員 通常こういう提携があると、情報提供する場合に、いわゆる基本協定を結んだうえで個別協定を結び、この研究についてやりましょうという様な形で進むかと思うのですが、本件の手続きの進捗は、どういう状況にあるのでしょうか。

説明員 慶応義塾大学の方でも、今回のこうした研究の対象というのが大変少なく困っているそうなので、この個人情報の提供が可能なら、その後協定を結ぶ方向で話が進んでいまして、先生方の方でも、こうした個人情報やデータの取扱については決めなければいけないと理解してもらっているようで、そこは双方で話し合っています。ただ、実際にそういう電子カルテ等に触れてはいけないという答申が出てしまったら、その協定事態が結べないので、お断りするしかない状況です。

委員 そうすると、これからいわゆる基本協定の話があるというような段階ですね。

説明員 はい。これから答申をいただいて、先程会長も発言されたように、条件付きの答申であれば、まずは協定の話を進めて、その内容を精査したうえで、締結する前に案として諮問をお願いします。先に協定を結びなさいという付帯意見での答申ということであれば、すぐに協定を結ぶ方向で大学側と話をします。

委員 あともう一点なのですが、病院側の医療倫理委員会のいわゆる権限事項ですが、ここでは明確に医療倫理委員会の規定の中に個人情報の審査も行うということはどうなっているのですか。

説明員 はい。国の決まりの中で、そういった医学上の研究をする場合には個人情報のデータの取扱いについて、患者さんから同意を得ない場合については、こういう取扱いをなさい、拒否する権限を与えなさいといったことが指針の中で書いてあります。

委員 国の指針はそうだとし、委員会規定でも個人情報についての権限事項は入っているわけですか。

説明員 はい。国の指針に基づいてやらなければならないことです。

会長 ちなみに、データの時期的な絞込みはしないのですか。これから入院する方については、その都度説明して了解を貰うか、選択してもらえば良いと思います。しかし、過去に遡った分については難しいので、周知して嫌な人は行ってくださいというオプトアウト方式でやるしかないと思います。実際提供するのが、どの程度のものなのかによってオプトアウトも違うだろうし、直近の1年とかであれば、今からそれふまえて個別に説明していくのが一番安心だと思いますが。その限定は、まだ特に決めていませんか。

説明員 そうですね。大学院生がどれだけのスパンで研究して、より正確性を求めるかという内容によって、どうするか変わってきます。基本的には、診療録等を調査してやる場合は、ホームページ又は院内に掲示して、こういう研究をするので拒否する場合は、ご連絡くださいという形にしています。

会長 これは事務局への質問になりますが、オプトアウトで本人の同意に代わるとした例はありましたか。

事務局 過去にはないと思います。

説明員 診療録等を調査・研究する場合にそういった手法をとることは、国のルールとしては認められています。

会長 公立や私立の病院関係なく、医療機関の一般的な基準を示していて、それを自治体の方でも認めれば良いのだと思います。ただ、それがあから当然良いという話ではなくて、個人情報保護条例とずれることを行うなら対応が必要かなと。

事務局 利用停止だけに関して言えば、個人情報保護条例上も手続はあります。

会 長 オプトアウトがあるのですか。

事務局 オプトアウトではありませんが、小田原市で持っている個人情報を利用しないよう請求する手続はあります。

会 長 条例では、本人の同意に基づいて、個人情報を利用・提供する時には、目的外でも良いとなっていて、本人の同意がなくても、審議会の意見を聞いたうえでなら良いとなっています。その時に定型的なやり方として、オプトアウトをとという方式を取って、できるだけ本人の同意に近づける処置をするなら本人の同意がなくても良いですという答申はあり得ると思います。今までそういう答申があったかはわかりませんが。国の方針でそういうことになっている現状を踏まえて、その指針に則って、本人の同意については考えているということなら、それを評価しての答申ということならやり易いかもしれません。

説明員 次の医事課からの議題もそうなのですが、国からの通知で行っている事務は、本来、諮問をかけるべきではということ、あまり意識したことはありませんでした。今回の大学院生は外部ですが、中の医師が研究論文を書いたりする時は、通常、医療倫理委員会にかけてオプトアウトするという手続きをとっています。

会 長 既に定型的な扱いなのでしょうね。病院にとっては必要なことで、決まった手続きを経れば、諮問をかけなくても良いという整理をしておけば安心なのかもしれません。

委 員 本日配布資料の2（6）ですが、「個人情報が特定されない情報」とありますが、「個人が特定されない情報」ですよ。

説明員 そうです、修正をお願いします。

委 員 そして、「内容確認要」と書いてありますが、ここが一番メインのところなので、個人が特定されない加工が、本当にできているのかしっかり確認していただきたいです。

説明員 職員がそのデータを、例えば個人の氏名等が入っていない様になっているか、しっか

り確認したうえで渡します。

委員 一見して個人とわからないことが確認できれば良いのか。ただ細かく言うと、病院のデータは、名前を消しても個人はいくらでも特定できる情報が沢山あります。例えば、夜間の緊急外来で、一人しかその日に搬送されなければ、名前を消してもわかることがあります。

説明員 別のデータと紐付けがされない形で個人を特定できないようにします。

事務局 一般的に、完全に匿名加工情報という括りになると、条件を集めても特定されないようにはなります。

委員 今回の諮問の趣旨ですが、おそらく今後、この事業の全般に渡る個人情報の提供について承認を求めることになりますか。

説明員 今回の協定を結ぶ事業については、包括的に求めたいと思います。

会長 終わりはわかっているのですか。

説明員 基本的には、この協定を結んでいる限りは毎年大学院生を受け入れようと思います。

委員 今後続く全ての研究についてということになりますか。

説明員 はい、そうですが、今回のお諮りしていただく内容としては、大学院生が、電子カルテデータにアクセスすることについての意見をいただきたいです。その後は、各研究テーマについては、それぞれの倫理委員会の方で、個人情報を精査することになりますので、そちらで毎年必ずチェックすることで、個人情報保護の担保としていきたいと考えています。最初の大元として、電子カルテを見られるかどうかのご意見をいただきたいと思いました。

会長 他にはよろしいでしょうか。

委員 (質疑なし)

会長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 では審議に入ります。
諮問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。

委員 資料の3(2)に、「個人情報の取扱にあたっては、倫理委員会の承認を受け」とあり、4(4)の倫理委員会の説明で、「小田原市保健事務所長のほか、医師、医療技術職を構成員として設置されている。」ということですが、このレベルで良いのかが気になります。倫理委員会の立場が、これを判断するにあたり、メンバーが適正なのかどうか。先程、先生の話まで出てきているので、そういうものを含めて、包括的に全ての取り扱いが出来なければ、結論がついてこないのではと思いました。この辺のところをもっと絞っていかなければいけませんね。

委員 目的や、やろうとしていることは非常に良いことだと思います。ですが、包括的に全部認めるかということ、組織体の所で曖昧なことがあまりにもあるので、フリーハンドで認められないというのが実感です。だから何らかの形で、もう一度、きちんと確認して、諮問してくださいと言った方が良いという気はします。

委員 私も今のお話を聞いて、先程の資料の繰り返しになりますが、2(6)の所がメインかなと思います。「データを抽出し、個人(情報)が特定されない情報としたうえで、持ち出しを行う。」(内容確認要)とありますので、これがどんな形で、個人を特定されないよう持ち出されるかということを確認できれば、改めてそこで、ということになるかと思います。

委員 私も、2(5)と(6)ですね、自由に閲覧できてしまうことと、データの持ち出しの所が不透明な部分があるのが心配なところです。

会 長 すぐに良いとは言にくいところだとわかりますし、私もそう思っています。説明員のお話を踏まえると、この後のやり方がきちんとしているなら、もう一回その時に、諮問しなさいと。そもそもここで承認されないと動けないというお話なので、そこをどこまで配慮してあげるのかという、そんな答申があるのかどうかわかりませんが。

事務局 答申は条件付きでも出せます。

会 長 実際に動くのは、協定が全て出来上がった後になるだろうから、その時に諮問して、承認の答申が無ければやらないということなら良いです。どういう書き方になるかはわかりませんが。

事務局 病院としては、最終的にもう一度諮問をかけるという条件があっても、最初の方向性だけでも認めてもらえれば、それで動きたいそうです。答申の内容をどうするのか工夫しないといけません、審議会が認める・認めないかで、現段階では認めるとははっきり言えないことでも、こういう条件の下に進めても良いですという言葉が貰えれば、進めたいとのことですよ。

委 員 その条件が全部出し切れれば良いのですが。

会 長 少なくとも研究前には出し切ってもらわないといけませんね。

事務局 そうですね。

委 員 結局、この案件を市立病院側が進めたい一番の理由は何でしょうか。慶応大学は論文に使いたいということですが。

事務局 市立病院としては、その論文の研究テーマを病院の経営に生かして患者にフィードバックしたいというのが趣旨らしいです。

委 員 しかし、大学側とどういう協定を結ぶのか、本当にフィードバックできるかわからないですよ。論文のためだけみたいになっています。

会 長 おそらく色々な意味で役立つものになってくるのだろうとは思いますが。本来ならコンサルにお金をかけてやる様なことを、研究してもらうことなので。

委 員 資料の論文にあるような結論を市立病院に提供してほしいのでしょうか。是非やってもらいたいし、我々患者にとっても良いことなので進めてもらいたいのですが、この審議会の委員の立場からすると、繰り返しになりますが、はっきり示してもらいたいところがありますね。

会 長 書き方は最終的にお任せして、個人が特定されない匿名加工のやり方について、しっかり示していただきたいです。それから、倫理委員会での承認というのが、市立病院と慶応大学両方ではありますが、それがどういう組織で、どういう人たちがいるのか。医療関係者だけでなく法律の大学教授や個人情報の観点からふさわしい人が入っているかを見させていただきたいです。

事務局 あと協定の内容をどう結んでいるのかですね。

会 長 そういったことを示していただいて、そこで再度諮問するというのであれば、話を進めるのは良いかなと思います。承認ということではないけれど、絶対駄目ということでもありません。

委 員 民間でも、最後で同意できなければやめるというのはよくあります。

会 長 委員として概ね好意的に受け止めているけれど、不安な部分があるので、もう一回諮問してほしいということに留めていただければ、皆さんとしても有難いと思います。

委 員 大体主な部分は出たので、ある程度事務局で文書化したものを会長が見て、問題なければそれで良いと私は思います。

会 長 今言ったことが記載されていれば、それで良いですかね。承認ではないので形式的には不承認になってしまうかもしれないけれど、それは絶対的に駄目だというものではなくて、今後の諮問があればそこでもう一回検討しますということ。

事務局 趣旨として賛同はしているが、条件があるというところに留めて、再度諮問していただきたいという、承認もしくは継続という形になると思います。

会 長 それでよろしいでしょうか。

委 員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。それでは、よろしく願いいたします。

会 長 次に諮問事項イ、「小田原市立病院における診療情報の提供」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<医事課説明員入室 相川主査が資料1に基づき説明>

説明員 それでは、資料1の13ページをご覧ください。現在、小田原市立病院においては、患者のカルテ等診療情報につきましては、小田原市個人情報保護条例の第15条により、開示請求権がある者からの請求で、同第16条の手続きをもって開示の請求を受け、実施しております。こちらの手続きですと、原則患者本人が、窓口で直接申請をして、カルテの写しの受領についても、窓口で直接行うこととなっており、任意の代理人による請求は認められておらず、患者の負担となっています。一方、資料14ページ以降にあるとおり、厚生労働省からは、診療情報について、患者が求める場合は積極的に開示するよう求められています。

そこで、諮問事項1として、現在個人情報保護条例の第15条、第16条で開示の手続きとして行っているものを、同第9条の利用及び提供の制限として、患者からの診療情報の提供の申し出を受けて、患者本人及び患者本人の同意を受けた代理人に提供するという形で運用させていただきたいと考えております。

諮問事項2として、こちらでのカルテ開示を個人情報の提供の手続きにできるということであれば、先程申し上げた厚生労働省の指針に従った形で、資料19ページ以降に案として出させていただきました、小田原市立病院における診療情報等の提供に関する指針を策定し、患者に対して診療情報の提供を求められた場合に行える様な形で、今後運用できればと考えております。こちらの内容につきましては、本人及び代理人に提供でき、また患者負担の軽減のため、郵送における手続きも例外的に認めたいと考えており

ます。

最後になりますが、18 ページに近隣公立病院におけるカルテ開示の手続きをどの様に行っているかを示してあります。2 番の茅ヶ崎市立病院、4 番の平塚市民病院、8 番の横須賀市立市民病院、こちらの3 病院が厚生労働省の通知に従った形で、病院独自の診療情報の提供に関する指針を策定してカルテの開示を行っています。説明は以上です。

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 資料 21 ページの小田原市の指針第 6 条（5）に「その他、診療情報の提供が不適当とする相当な理由があるとき。」とあります。この理由というのは、今回の申立ての中では、どの様な情報から得られるものでしょうか。というのは、16 ページの厚生労働省からの通知の（3）①の最後に、「申立ての理由を尋ねることは不適切である。」と書いてあります。そうすると、小田原市の指針第 6（5）にある「その他」と「相当な理由」を、どの様に担当の方は判断されるのかなと思いました。

説明員 基本的には、この「小田原市立病院における診療情報の提供に関する指針」というのも、案という形で作成しておりまして、今後、法務担当者と調整をしながら、しっかりとした指針を作っていきます。この部分については、提供拒否できる部分があり得るのではということで、現在入れているだけなので、こちらで想定しているものは今のところありません。

委 員 国の指針の方では理由を尋ねてはいけないとある以上、申立てがあれば、第 6 条の（4）までの人であれば、出さなければいけないですね。これから指針を作成するにあたってはどう対応されるのか気になりました。

説明員 調整させていただきます。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 諮問アとイは関連ありますか。

説明員 全く別物なので、関係無いです。

委員 今回診療情報を開示から提供に変えるということですが、これは具体的にどう違いがあるのでしょうか。

説明員 手続き上の問題と考えております。今回こちらを諮問した背景ですが、患者から委任された弁護士や、患者の親族から裁判等で診療情報が必要だと問い合わせがあります。その時に、今の個人情報開示請求ですと、弁護士や親族であっても、本人がいなければ請求できないことになっており、患者の負担になっています。更に、先程申し上げた厚生労働省からの通知で、患者が診療情報を求める場合は、必要に応じて出すようにとあります。そこで、個人情報保護条例を見た時に、今まで開示の請求でやっていたものを、第9条の提供という形で行っても良いのではという解釈ができたので、運用の問題だと考えています。今まで個人情報開示の請求で行っていたものを、病院側で勝手に第9条の提供で行うというわけにもいかないと思いますので、この審議会に諮らせていただきました。出す物を変えるとかでは全く無くて、この申請のあり方、手続きをもう少し患者側に寄り添った形でやりたいというものです。

委員 こういった診療情報は、個人情報のかなりセンシティブなものなので、ある程度ロックをかけるために、こういった開示の手続きをしていたと思うのですが、それを提供に変えるということは、単に形式的なことという解釈で良いのでしょうか。

説明員 今の個人情報開示の請求ですと、患者本人に委任した意思があっても、それを受け付けることができないので、そこを一番懸念しています。現在は色々な肝炎訴訟があり、自身がかかった医療機関全てに対して、カルテの開示を集めなければいけません。肝炎訴訟自体を弁護士に委任している方が多いのですが、そうであっても、本人が直接窓口に来なければいけないのです。指針では、あくまで患者本人が同意しているという点が一番大きなポイントなので、むやみに提供するわけではなく、大きな問題ではないと思っています。

説明員 先程言ったとおり、個人情報の開示という形で整理をしていくと、本人が窓口に来て手続きをしないと開示できないところを、今回第9条の提供という形で活用して、指針

を作り、本人以外でも提供できるよう整理させていただきたいというお話です。
開示も結局写しをお渡ししており、提供になってもやること自体は変わりません。

会 長 切り口が違うと思います。代理人では開示請求できないというのは、小田原市の個人情報保護条例にそう書いてあるからであって、それが不都合であるならば、条例を改正すれば良いだけの話ですが、なぜそうしないのでしょうか。

個人情報保護条例では、市立病院のカルテについては、そもそも適用しないということであれば、適用除外にすれば良いと思います。任意代理人での開示ができないことに不都合があるのなら、第15条を改正すれば良いはずですが、そうではなくて、違う形でこの条例をいじらずにやろうとする理由があるなら教えてください。それから、他の市町村で個人情報保護条例がありながら、その手続きによらずに指針に従って情報を開示している所があるというお話なので、そこは条例についてどういう手当てをして、どう正当性を確保しているのかを言っていただけると、そういう考え方があるのだとわかります。

説明員 指針の中身は、厚生労働省の指針に沿った形で調べてありますが、今言われた様な条例との兼ね合いまでは調べていません。

会 長 おそらく実際の運用では、諮問された様にした方が良いと思いますが、条例がある以上、そことの整合性についてきちんと手当てしなければなりません。その整理をうまく説明していただきたいです。

事務局 個人情報保護条例の関係で言うと、本人に関しては第9条第2号を使い提供します。
また、本人の同意があれば提供できるということで、その手続きを決めたのがこの明文化された指針です。それ以外の本人の同意が得られない様な場合は、第9条第4号の、審議会の意見を聴いた上での提供を適用したいというのが今回の諮問の整理です。

会 長 開示請求権に基づく開示請求と、個人情報を本人に提供するというのは、そもそも仕組みとして違うという理解でいます。個人情報を本人が欲しいと思った時に、必ず開示請求の手続きをしなくてはいけないわけではなく、第9条第1項2第号で提供を求めることができ、その時は開示請求の手続きを取らなくて良いという理解で説明をするわけ

ですか。それは条例をそう読んで大丈夫なのでしょうか。

事務局 はい。個人情報の扱いの適用除外にするという様な解釈です。

会 長 開示請求の手続きの適用除外になるということですか。

事務局 はい、そうです。開示請求をしなくても、本人に提供する場合には、目的外でも提供できるということが第9条にあります。

会 長 実施機関が良いと言えば、自分の情報であれば、わざわざ開示請求をする必要がないわけですか。

事務局 はい、そうです。

会 長 実施機関が情報を提供して良いか判断できない時には、開示請求の手続きをしてもらい開示決定をするということですか。

事務局 はい、そうです。行政情報センターの窓口では、実施機関がその場で判断できるものなら、本人確認をして渡して構わないという解釈をしています。

会 長 ではカルテの類も同じ様な扱いで、定型的にそういう判断ができるので、わざわざ開示請求の手続きを取らずに、必要があれば出すということですね。

事務局 そうです。それが第9条第2号ということです。ただ、明文化されていないので、この様な指針を作って提供しようというものです。なので、この第2号に関して言えば、諮問事項ではなく、報告案件となっています。

会 長 今までやらなくても良い手続きをしていたのをやめるという感じですか。

事務局 そうです。小田原市の持っているカルテは、提供できるとの前提です。

会 長 非開示にすることはあり得ないのですか。もし開示請求に来た時に、例えば医師が時期を見計らって病名を伝えようとか、これは開示して良いのかという判断をしなければいけない場面はあるように思えます。そういうことについては、本人の情報なので開示請求の手続きをとらずにそのまま提供するのですか。

説明員 そこは指針の中で同じ様な手続きを踏みます。

会 長 本人の情報だから原則的に提供するが、例外的に何か必要あるかもしれないことについては配慮するという運用にされますか。

説明員 提供について手続きが定められていないので、病院での提供が認められれば、きちんと手続きを定めて行うというのが諮問事項の2番目です。

会 長 本人に提供する以外の場合は、開示請求の手続きになりますか。

説明員 ただ、開示請求も本人でないと受け付けません。

会 長 そこは変えなければいけないのでは。

説明員 そこを第9条第4号で、「前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。」と書かれているので適用します。

会 長 第9条の柱書きでは、他の人への提供もできる様になっているということですか。

事務局 はい、そうです。第9条第4号の場合は審議会の意見を聴いた上で提供することができるので、今回はその本人以外について、厚生労働省の指針も出ていますので、その指針に基づいて、そういう提供ができませんかと諮問をかけています。

会 長 この第9条の提供というものを大々的に今後活用していきますということですが、これは市立病院だけの話ですか。

事務局 はい。市立病院の診療情報に限ります。

会長 それから、代理人の方の代理権の確認はどういう方法でやられますか。

説明員 委任状を以って確認します。

会長 その委任の確認は、情報の性質の関係で何か特別に配慮している部分がありますか。

説明員 特に指針では明記していませんが、本人受け取りの郵送も想定しています。

会長 他によろしいですか。

委員 文言の確認ですが、指針（案）の第4条（2）ウで「患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者」の「準ずる者」とはどんな人を想定されていますか。

説明員 弁護士事務所の方です。

委員 単純に代理権を与えられた者では駄目ということですか。

説明員 運用の規定によるのですが、委任状で受ける場合は、委任状の印は、印鑑証明で確認するといった運用を考えています。

委員 同じく、その次のエにある、「現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者」の「これに準ずる」とはどういった想定ですか。

説明員 施設等の関係者です。

委員 施設等の関係者なら代理権がなくても請求できるということですね。

説明員 はい、そうです。

委員 その次のオにある、準ずる者ですが。

説明員 弁護士や親族です。

委員 提供を断れる理由が第6条にあります。この中で（5）は本人の利益に反する場合を指しているのではないかと思います。それを判断できるか難しいと思いますが、文言としてはそう入れた方が良いのではという印象を受けます。

説明員 その辺につきましては、先程言ったとおり、法務担当と十分な協議をして適切な指針にしていきたいと思います。

会長 他はよろしいですか。

委員 （質疑なし）

会長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 では審議に入ります。
諮問事項イについて、ご意見いかがでしょうか。

会長 第9条の4号というのは、ここで適用除外にできる規定なのでしょうか。

事務局 条例の仕組みとしては、審議会の意見を聴いた上で認められればできます。

会長 目的外使用というと、行政の違う課に情報を渡すとばかり思っていました。資料にある他の3つの自治体も、こういう条項を適用しているのでしょうか。

事務局 こういう指針を作る場合には、審議会の審理を経てからやると思います。

会 長 以前からこういう議論はあったのですが、今日明確な説明をいただいて、理屈としては理解できましたが、今までもそういう説明をしていたのでしょうか。

事務局 カルテの提供に関しては今回が初めてです。前はは諮問をしたのですが、まだ不明確で指針案もできていなかったの、取り下げたという経緯があるようです。

会 長 他にはいかかですか。

委 員 中心の問題は、いわゆる任意代理人に提供することだと思います。内容は指針に示されていますが、諮問事項アよりもイの方が、課題が多い印象です。

事務局 諮問事項2の「提供の申出ができる者」ということが、個人情報開示請求の範囲を広げているというところになると思います。

委 員 指針案は、これから法務担当と見直すということですが、第6条に「診療情報の全部又は一部」とあります。我々素人が自分の診療情報を貰う時に、全部か一部かというのはどう判断すればよろしいでしょうか。

事務局 提供する種類として、一部見せるというのは、対象文書の全部はあるが、そのうち一部が黒塗りされているという状態です。他に対象文書が無いかというところは、実施機関を信じてもらうしかありません。

会 長 試験の結果や介護保険の認定証について口頭の簡易開示というものがありますよね。あれも本来であれば、この提供でやれば良いのですかね。

事務局 口頭については、個人情報保護条例の第22条で開示請求の特例で行っています。

会 長 今回は開示請求を口頭でもしないのですよね。

事務局 医事課で作成した申出書で行います。

会 長 その開示請求をするかどうかの住み分けがよく分からないですね。いずれにしろ条例の仕組みとして正しいのであれば、当否の判断をしましょう。

 先程言った、代理権の関係については、今まで相当慎重に行うようにしていましたが、今回は何か付帯意見を付けますか。

事務局 この諮問事項に関して言えば、資料 21 ページの第 7 条（1）のただし書きで「請求資格を証明する書類も併せて提出又は提示するものとする。」とあるので、必ず請求資格を確認する規定を設けるようです。

会 長 おそらく委任状になるのですが、一般の委任状で良いのでしょうか。

委 員 委任状提出の際に印鑑証明書も付けると先程説明員が言われていました。

事務局 個人情報開示請求の委任状も、印鑑証明書付きの実印を押してもらい、それを委任として確認するので、同じ様にしたいと思います。

会 長 わかりました。

 他にご意見がなければ、諮問事項イ「小田原市立病院における診療情報の提供」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

委 員 （全員賛成）

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。

 それでは次に、報告事項に入ります。事務局から報告事項ア「個人情報取扱事務登録簿」について説明してください。

事務局 (資料2に基づき説明)

会 長 各委員から何かご質問はありますか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは、次に事務局から報告事項イ「個人情報保護制度の運用状況」について説明してください。

事務局 (資料3に基づき説明)

会 長 各委員から何かご質問はありますか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは、次に事務局から報告事項ウ「個人情報漏えい事故について」について説明してください。

事務局 (資料4に基づき説明)

会 長 各委員から何かご質問はありますか。

委 員 (質疑なし)

会 長 では、(3) その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、御確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

会 長 それでは、これで第76回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

第 76 回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料 1

- ・諮問事項

●資料2

- ・個人情報取扱事務登録簿について

●資料3

- ・おだわらの情報公開・個人情報保護制度 平成30年度運用状況報告書

●資料4

- ・個人情報事故等の状況(平成30年度)